

社会福祉法人 南高愛隣会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 南高愛隣会（以下「当法人」という）定款第16条および第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、代表権を有する役員が役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 代表権を有しない役員が役員として任期を満了、または辞任した時は、退職金を支給せず、最終の退職時に支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第21条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたとき、または会議等に出席したときは、職員等出張旅費規則に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職金については、代表権を有する役員は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後90日以内に支給する。また、代表権を有しない役員は、最終の退職時に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に参加した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条の第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

平成 21年 3月 20日 一部改定
平成 22年 5月 22日 一部改定
平成 25年 10月 28日 一部改定
平成 29年 4月 1日 一部改定

平成 22年 3月 22日 一部改定
平成 25年 4月 1日 一部改定
平成 26年 3月 16日 一部改定

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,100,000 円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1.8 か月分× (対象期間の業務実績)
12月の賞与	報酬月額×2.0 か月分× (対象期間の業務実績)

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

(1) 理事長

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在職月数} \times 15 / 100$$

※ この基準額の±20%の範囲で、法人の財務状況、当該理事長の業務実績等を勘案して、理事会が決定する。

※ 在職期間の計算は、役員を選任の日から暦に従い計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(2) 他常勤理事

独立行政法人福祉医療機構との社会福祉施設職員等退職手当共済契約に基づき行う。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人運營業務のための出席	15,000 円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議、監事監査等への出席	15,000 円
上記の他、法人運營業務のための出席	15,000 円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000 円
上記の他、法人運營業務のための出席	15,000 円

別表 5 (職員給与との併給)

① 役職ごとの役員報酬額

当法人を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬上限額
常勤理事	月額 150,000 円

② 合算の上限

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
常勤理事	合算上限月額 700,000 円